

◇協議会の設置について◇

4月に閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」により、中小企業への月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げの適用猶予の見直しが示されるなど、長時間労働者の比率が高い業種を中心に、長時間労働の抑制に向けた環境整備が急務となっています。このうち、トラック運送事業においては、一般的に運転者の総労働時間が長いという実態が見受けられこれには、荷物の積み卸しなど構造的な問題等により運送事業者のみの努力では改善が困難であるという要因も背景にあることから本協議会を設置して、関係者が一体となって、県内におけるトラック運転者の労働時間等を取りまく実態を捉え、その改善のための具体的な方策を検討する。

◇協議会の構成メンバー◇

- 学識経験者
- 経済団体
- 荷主
- 青森県トラック協会
- トラック事業者
- 労働団体
- 関係行政機関(青森労働局、東北運輸局、青森運輸支局)

◇今後の主なスケジュール【協議会実施期間】 平成27年度～平成30年度◇

【27年度】

- 実態調査票の送付・回収
- パイロット事業の実施内容の検討など

【28年度・29年度】

- パイロット事業の実施
- ガイドラインの記載内容の検討・整理

【30年度】

- ガイドラインの普及・定着の促進

◇平成27年度に地方協議会において協議する事項等◇

- 長時間労働の抑制に向けたロードマップの確認、実態調査の概要とスケジュールの確認
- 実態の調査
 - ・目的:トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役の契約の有無など、長時間労働の実態及び原因を明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮の対策検討
 - ・対象:青森県トラック協会会員事業者の運転手100名
 - ・内容:各業務に掛った時間等の1日の労働時間、業務内容について1週間(7日分)及びトラック事業者の属性(保有車両数、ドライバー数、荷主企業との状況等)について把握
- パイロット事業の実施内容の検討

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

定期的なフォローアップ・更なる対策の検討

トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会（平成27年度スケジュール）

平成27年度の地方協議会の進め方

学識経験者、荷主、事業者、行政（国土交通省・厚生労働省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査を行うことにより、次年度の以降のパイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等に向け、実態の把握を行う。

作業スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		地方協議会 開催				地方協議会 開催				地方協議会 開催	
		<ul style="list-style-type: none"> ・議題の調整（協議会開催に至る背景、ロードマップの確認、平成27年調査の概要とスケジュール説明・確認） ・調査票送付先の検討 				<ul style="list-style-type: none"> ・議題の調整（実態のヒアリング（運送事業者・荷主）、調査の進捗状況報告） 				<ul style="list-style-type: none"> ・調査の結果報告 ・パイロット事業の実施内容の検討 	
				○実態調査の実施 中央協議会で作成した調査票において実施				○実態調査の集計・分析			○パイロット事業の実施内容の検討
中央協議会 開催					中央協議会 開催				中央協議会 開催		

トラック輸送における長時間労働の実態調査 概要(案)

①調査の目的等

- 本調査は、トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役の契約の有無など、長時間労働の実態及び原因を明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮のための対策検討に資することを目的とし、厚生労働省、国土交通省が共同して実施する。
- 今後、対策を検討・推進していく上で、本調査による正確な実態把握が何よりも重要となることから、円滑かつ正確な情報収集に向けて、調査において報告されたデータ等は統計的に処理し、運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用しない旨を周知。

②調査対象者

- ・地方トラック協会(47協会)の会員事業者で各都道府県20社以上の事業者から100ドライバー分を回収することを基本とし、東京・愛知・大阪・北海道は30社以上の事業者から150ドライバー分を回収予定

③調査内容

ドライバーに下記の各業務に掛かった時間等を記入して頂き、1日の労働時間、業務内容について把握する。(運転日報をより詳しくした調査票をイメージ。9月の1週間(9/14(月)～9/20(日)の7日間)分を調査対象期間とする。)

併せて、トラック事業者の属性(保有車両数、ドライバー数、荷主企業との状況等)についても把握し、全国及び各都道府県において傾向を分析する。

- ①始業時間、始業点呼、日常点検、乗務前点呼
- ②発荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ③発荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金收受の有無)
- ④運転時間(一般道路、高速道路(高速料金の支払いの有無)の別)
- ⑤着荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ⑥着荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金收受の有無)
- ⑦終業後の作業、乗務後点呼、終業時間 等

④調査スケジュール

平成27年7月 調査票等を確定

8月 地方トラック協会を經由して対象事業者へ調査票一式を配布

9月 調査実施、調査票の提出

平成27年10～12月 調査票の集計・分析

平成28年1月 中央協議会に結果報告

2～3月 都道府県協議会に結果報告